



町からみなさんへの大切なお知らせです。



わいわいクラブ夏休み期間の児童募集

問 子育て支援課 幼児教育係（内線 2303）

■対象者 小学校1年生から6年生で保育が困難な家庭の児童※定員を超える申し込みがあった場合は、小学1年生から3年生までの児童を優先します。

■保育時間 午前7時～午後7時

■保育料

①保育希望日数が月12日以上の場合、月額

◇住民税所得割課税世帯：6,000円

◇住民税所得割非課税世帯：4,500円

◇住民税非課税世帯：3,000円

②保育希望日数が月12日未満の場合1日、500円

※2人目以降は保育料の軽減があります。

■申込期間 7月11日(火)まで

■申込書類 放課後児童保育申込書及び保護者と同居の親族等（65歳以上を除く）の就労証明書等家庭での保育が困難なことを証明する書類

■申込先 子育て支援課（役場1階5番窓口）

夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

■スローガン

運転は ゆとりとマナーの 二刀流

■運動期間 7月16日(日)～7月25日(火)まで

■運動の重点

(1) 子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 道路横断中の交通事故防止

(3) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

(4) 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入の促進

(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

日本語教室を開催します

問 政策推進課 政策調整係（内線 2404）

■日時 午後7時から9時

【7月】 5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)、

【8月】 2日(水)、9日(水)、23日(水)、30日(水)

■場所 川俣町役場3階 大会議室

■講師 佐々木千賀子氏（ふくしま多文化共生サポーター）

■内容 初級コースでは文字の読み書きや日常会話を、中級コースでは文章の読み書きや日本の文化・慣習を学習します（参加者の希望により、内容が変更となることもあります）。

■参加費 300円/月（川俣町国際交流協会会員でない方は、別途年会費1,000円必要）

暮らし

第3回福島県復興公営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

■募集期間 8月1日(火)～8月9日(水)

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土日、祝日を除く）

■対象住宅と戸数 募集団地の詳細は、7月下旬に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページでお知らせします。

→こちらのQRコードから

ホームページをご覧ください。



■対象者

・避難指示区域等から避難されている方

・平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方

・東日本大震災の地震・津波被災者

・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
※住宅に困窮していることが要件となります。

■受付場所・問合せ 福島県復興公営住宅入居支援センター（Tel 024-522-3320）

川俣町筋力アップ教室

問 川俣町地域包括支援センター（Tel 024-538-2600）

■日時 9月～11月（3か月間）の毎週土曜日
午後2時30分～4時

■場所 リハビリ南東北川俣（送迎サービスあり）

■内容 マシントレーニングを中心とした筋力アップ

■対象者 65歳以上で介護認定を受けていない方（「基本チェックリスト」で介護予防が必要とされた方）※今まで参加したことのある方は除きます。

■参加費 無料

■申込期限 7月31日(月)

「水泳教室」を開講します

問 川俣町体育館（Tel 024-565-3931）

■開催日 7月24日(月)～7月28日(金)予定

■開場 川俣小学校 プール

■時間

Aコース（泳げない子）午後1時30分～2時30分

Bコース（少し泳げる子）午後2時30分～3時30分

■対象 町内の小学生（各コース10名）

■保険料 800円

※後日、小学校をとおして参加申込書を配布します。参加希望の方は、必要事項を記入し川俣町体育館まで提出してください。



行政

みなし健診で「記念品」を贈呈！

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

みなし健診は特定健診と同等の検査項目を受けている場合に、その結果を町へ提出していただくことで、特定健診を受診したとみなすことができる制度です。提出していただいた検査の結果は、今後の保健事業へ生かすことができます。提供いただいた方には、シルクスタンプ商品券 1,000 円分を贈呈します。

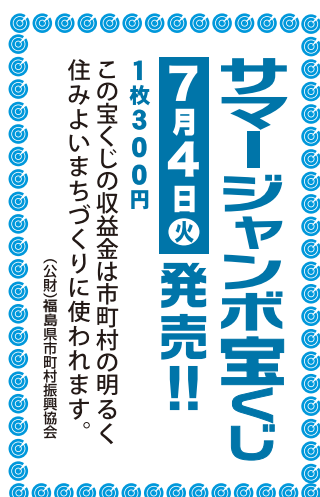
■対象になる方 以下の全ての項目に当てはまる方

- ①当該年度の 4 月 1 日以前より川俣町の国民健康保険に加入している 40~74 歳の被保険者
- ②今年度に特定健診と同等の項目（医師の総合判断を含む）をした方※検査項目の実施が複数にまたがる場合は、最初に行われた実施日と最後に行われた医師の総合判断日までの間が 3 か月以内であること。
〈特定健診検査項目〉身体検査、腹囲測定、血圧測定、尿検査（尿たんぱく・尿糖）、血液検査（下記①～③）
血液検査①…肝機能（AST(GOT)、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））
血液検査②…血中脂質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール（Non-HDL コレステロール））
血液検査③…血糖（空腹時血糖または HbA1c）
- ③今年度、国保特定健診を受診していない方
- ④今年度、日帰り人間ドック事業に該当する人間ドックを受診していない方
- ⑤国民健康保険税の滞納が無い方

■持参物

- ①健診（検査）結果の原本
- ②国民健康保険被保険者証
- ③川俣町特定健診受診券※令和 6 年 1 月以降に提出する方は、受診券の提出は不要です。

■提出先 保健福祉課国保年金係（1 階 4 番窓口）



事業系ごみの処分方法

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

商店や工場等の事業活動に伴って排出される、事務用品や飲食物などのごみ【事業系一般廃棄物】は、ごみ収集所には出せません。

事業系一般廃棄物を、ごみ収集所に排出すると、不法投棄とみなされ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金（法人の場合は 3 億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

事業系一般廃棄物は、ごみ収集所に出さず下記のいずれかで処理をしてください。

- ①伊達地方衛生処理組合へ自己搬入する
- ②一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託する

墓地の新設・改葬等の手続き

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

「墓地、埋葬等に関する法律」の規定により、町が墓地として経営許可を出している土地以外に遺骨を埋葬することはできません。

墓地の新設や増設をお考えの場合には、町に許可申請をする必要があります（※個人で墓地を新設することはできません）。

また、現在の墓地に埋葬されている遺骨を別な墓地に移動させたい場合や、永年供養をお考えの場合には、町の「改葬許可」が必要となりますので、手続き等については標記担当まで問合せください。

令和 6 年度川俣町職員募集（高校卒程度）

問 総務課 総務係（内線 1102）

令和 6 年度川俣町職員（高校卒程度）を以下のとおり募集します。

■受験資格 平成 10 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者。

※大学卒業の資格を有する者、または令和 6 年 3 月までに大学卒業見込みの者を除きます。

■募集人員 行政事務 若干名

■受付期間 7 月 12 日(水)から 8 月 10 日(木)
(郵送による受付は 8 月 10 日(木)必着)

■申込 申込用紙は役場 2 階総務課で交付しますので、期間内に申込んでください（郵送の場合は問合せください）。

■試験内容

第 1 次試験（9 月 17 日(日)実施）

筆記試験、適性検査

第 2 次試験（第 1 次試験合格者に別途通知）

小論文、面接試験